

## 今月のピックアップ

令和5年11月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ  
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ  
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088  
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

二次元バーコードで弊社 HP へアクセスできます。

【今月の担当：渡邊】



### 【年収の壁支援強化パッケージについて①】

☆9月末に告知された「年収の壁支援強化パッケージ」が10月より順次スタートします。

☆「年収の壁」と呼ばれる年収106万円/130万円を超過しないよう意識して就労する短時間労働者の方々に、扶養の資格要件を気にせず働ける環境を提供することで、労働時間調整による労働時間減少の防止を目指した施策です。

☆令和7年度に予定されている制度の見直しに向けた当面の方針であり、具体的な内容は下記の通りとなります。

☆「106万円の壁への対応」は来月のピックアップにて掲載予定です。

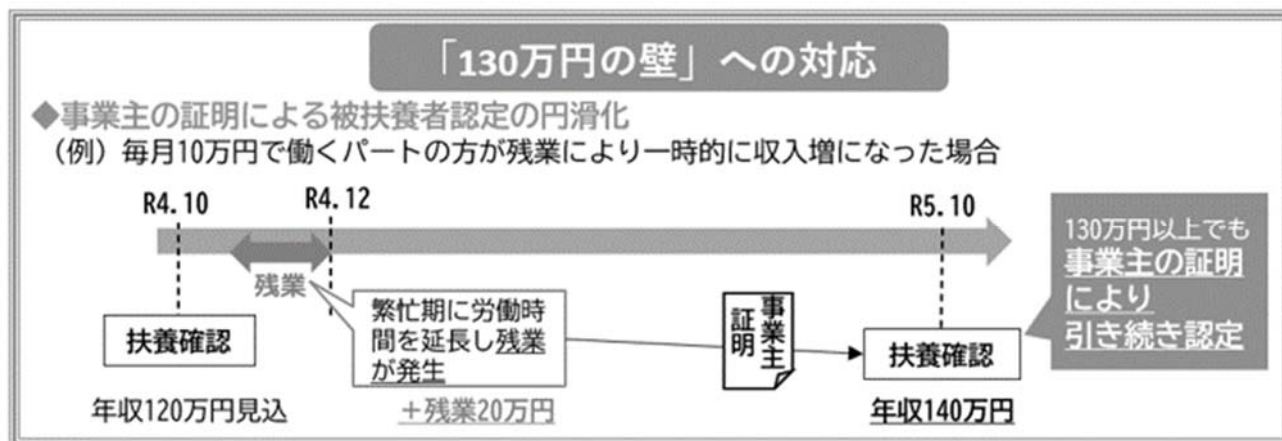
#### ◎「130万円の壁」への対応：事業主の証明による被扶養者認定

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、一時的に収入が上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、被扶養者の認定を継続できるようになります。

こちらは継続的な収入増加による130万円超過ではなく、職場の人手不足に対応するため、働く時間を延ばしたことなどによる一時的な収入変動が対象となります。

現在発表されている限り、今後行われる被扶養者の収入確認において対象となる過去の収入が対象です。

詳細は、今後各健保組合から順次公布されるかと思しますので、今しばらくお待ちください。



参照：厚生労働省「年収の壁・支援強化パッケージ「130万円の壁」への対応」[https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou\\_001\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html)

※原則として連続2回までの認定が上限となっています。

※シフト制であっても同様の取扱いとなります。

※今回の措置は、被扶養者が60歳以上の者である場合又は障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合、年間収入が180万円未満であるか否かの判定についても適用されます。

※二以上労働者の場合、年収増加の主たる要因である勤務先から事業主の証明を取得することになります。

それぞれ一時的な収入増加がある場合は、両方の勤務先の証明が必要です。

※社会保険の適用要件を満たす場合には、社会保険の被保険者となる必要があるため、被扶養者とはなれません。

上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。